

JIS

硬質塩化ビニル電線管

Ⓢ JIS C 8430 : 1999

平成 11 年 4 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通産産業大臣が改正した日本工業規格である。これによって、JIS C 8430-1993は改正され、この規格に置き換えられる。

日本工業規格

JIS

硬質塩化ビニル電線管

C 8430 : 1999

正誤票

ページ	位置	誤	正
7	8.2.5 a) の4行目	ロッドの質量も含めて $40^{-0.04}_0$ kg…	ロッドの質量も含めて $40^{-0.04}_0$ kg…

備考1. この正誤票は、第1刷に対するものです。

2. この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 情報電気標準化推進室 (☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1) にご連絡ください。

2000.2 日本規格協会 発行

主務大臣：通商産業大臣 制定：昭和29.7.20 改正：平成11.4.20

官報公示：平成11.4.20

原案作成協力者：社団法人 電気設備学会、塩化ビニル管・継手協会

審議部会：日本工業標準調査会 電気部会 (部会長 小田 哲治)

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部標準業務課 情報電気標準化推進室 (☎100-8921 東京都千代田区霞が関1丁目3-1) にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。



硬質塩化ビニル電線管

C 8430 : 1999

Unplasticized polyvinyl chloride (PVC-U) conduits

1. **適用範囲** この規格は、電気配線で電線を保護するために用いる硬質塩化ビニル電線管(以下、管という。)について規定する。
2. **引用規格** 次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版を適用する。
JIS C 0069 環境試験方法—電気・電子—耐火性試験 公称1 kW予混試験用炎及び指針
3. **記号** 管の記号は、VEとする。
4. **性能** 管の性能は、8.の試験を行い、表1の規定に適合しなければならない。

表1 性能

性能項目	性能	箇条番号
耐圧縮性	サンプルに 1250^{+50}_0 Nの荷重を加えたときの、初期外径からの減少率が25 %以下であり、その荷重を取り去ったとき、10 %以下でなければならない。さらにサンプルには目視で見えるひび又は割れがあってはならない。	8.2.1
耐衝撃性	12個のサンプルに $2.0^{+0.02}_0$ kgのハンマを落下高さ 100 ± 1 mmから落下させ、最低9個のサンプルに、破壊の兆候がなく、目視で見ることのできるひび又は割れがなく、かつ、それらが正常に使用できないような変形があってはならない。	8.2.2
絶縁耐力	試験中にトリップ装置が作動してはならない。	8.2.3
絶縁抵抗	電気絶縁抵抗値が100 M Ω 以上でなければならない。	8.2.3
耐燃性	3個のサンプル全部が合格しなければならない。 合否の判定は、8.2.4 e)による。	8.2.4
耐熱性	初速度なしの自重でゲージが管内を通過しなければならない。	8.2.5

5. **構造** 管には、絶縁電線又はケーブルを損傷させるような、施工者又は使用者に危害を及ぼすような鋭いエッジ、ばり又は表面の突起があってはならない。

なお、受渡当事者間の協定によって、管端部に受口加工することができる。ただし、その場合の管の差し込み長さは、外径の0.8倍以上とする。

6. **寸法及びその許容差** 管の寸法及びその許容差は、表2のとおりとする。ただし、管の長さは、受渡当事者間の協定によって、他の長さにしてもよい。